

雇用環境の整備に関する職員への周知と管理職研修資料

◎雇用環境の整備に関する事項（妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活を支援するための雇用環境の整備）

- 1 上記を推進するにあたり、学校法人松柏学院倉吉北高等学校就業規則を遵守するが、特に第4章 勤務の中の（時間外勤務及び休日労働）第28条、（産前産後の休業）第35条、（母性健康管理の為の休暇）第36条、（育児休業等）第37条、（特別休暇）第39条は対象条項である。
- 2 上記1項に関連して、学校法人松柏学院倉吉北高等学校職員給与規程並びに学校法人松柏学院倉吉北高等学校育児・介護休業等に関する規程も整備し、雇用環境の整備・充実を図っている。
- 3 学校法人松柏学院育児・介護休業等に関する周知文書（円滑な取得及び職場復帰支援）を作成し、職員の産前産後休業及び育児休業の取得と復帰に向けた取組みを定めた。
- 4 学校法人松柏学院 行動計画を作成し、外部へホームページによる公表を行うとともに、職員への周知と管理職を対象とした内部研修を実施するなど、雇用環境整備を強化する。（別紙①）

令和3年3月
学校法人松柏学院

学校法人松柏学院 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 1月 4日～令和 6年 12月28日までの 4年間
2. 内容

目標1：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 3年 3月～ 制度に関するパンフレットの作成し社員がいつでも確認できる情報共有フォルダ内にパンフレットを掲載
- 令和 3年 3月～ ホームページへ一般事業主行動計画及び制度に関するパンフレットを掲載し、取組み内容を外部へ公表する
- 令和 3年 4月～ 管理職を対象とした内部研修及びパンフレット等による職員への周知
- 令和 3年 4月～ 職員の子どもが長期休暇を利用して、職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施する(努力事項)